

報告第19号

一関市手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年9月5日提出

一関市長 佐藤 善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年6月30日

一関市長 佐藤善仁

一関市手数料条例の一部を改正する条例

一関市手数料条例（平成17年一関市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
事務	名称	単位		金額	事務	名称	単位		金額
[略]					[略]				
35 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	延べ面積	100平方メートル以内のもの	70,000円	35 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	延べ面積	100平方メートル以内のもの	70,000円
			100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	90,000円				100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	90,000円
			500平方メートルを超えるもの	120,000円				500平方メートルを超えるもの	120,000円
[略]					[略]				
39の2 建築基準法第87	建築物の用途を変更し	延べ面積	100平方メートル以内のもの	70,000円	39の2 建築基準法第87	建築物の用途を変更し	延べ面積	100平方メートル以内のもの	70,000円

<u>条の3第5項</u> の許可の申請に対する審査	て一時的に他の用途の建築物として使用する 場合の許可申請手数料	100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	90,000円	<u>条の3第6項</u> の許可の申請に対する審査	て一時的に他の用途の建築物として使用する 場合の許可申請手数料	100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	90,000円
		500平方メートルを超えるもの	120,000円			500平方メートルを超えるもの	120,000円
[略]				[略]			
備考 改正部分は、 <u>下線</u> の部分である。							

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第20号

一関市一般会計に係る債権の放棄の報告について

一関市債権管理条例（平成27年一関市条例第30号）第13条第1項の規定により、一関市一般会計に係る債権の放棄をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月5日提出

一関市長 佐藤善仁

令和4年度 一関市一般会計債権放棄報告書

1 放棄した債権

名 称	放棄の事由	債権発生年度	件 数	金額(円)
私会計学校給食費	時効 (条例第13条第1項 第3号)	平成21年度	1	31,800
		令和元年度	22	1,170,746
合 計			23	1,202,546

2 債権を放棄した日 令和5年3月31日

報告第21号

一関市水道事業会計に係る債権の放棄の報告について

一関市債権管理条例（平成27年一関市条例第30号）第13条第1項の規定により、一関市水道事業会計に係る債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月5日提出

一関市長 佐藤善仁

令和4年度 一関市水道事業会計債権放棄報告書

1 放棄した債権

名 称	放棄の事由		件 数	金額(円)
	債権発生年度			
水道料金	時効 (条例第13条第1項 第3号)	平成21年度	1	44,225
		平成24年度	1	1,900
		平成27年度	3	141,634
		平成28年度	19	140,256
		平成29年度	49	480,663
合 計			73	808,678

2 債権を放棄した日 令和5年3月31日